

生きづらさを抱える方のためのオンラインの居場所プラットフォーム提供等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、「生きづらさを抱える方のためのオンラインの居場所」の整備にあたり、以下に示すコンセプトに基づいた3Dメタバース空間（プラットフォーム）の構築・提供及び保守等の技術的支援を行う事業者を公正かつ公平に選定するため、プロポーザル（企画提案）方式により募集します（注1）。

（1）心理的安全性が担保された「安全基地」の提供

匿名での参加が可能であり、また顔出しを必要としないオンライン空間の特性を活かし、他者の目を気にすることなく「何もしない自由（そこに居るだけでよい）」が保障された環境を構築することで、利用者がいつでも安心してアクセスできる心理的な「安全基地」として機能させます。

（2）交流を通じた心身のエネルギー回復

3Dメタバース空間内における専門職スタッフ（注2）や他の利用者との緩やかな交流、共感し合える体験を通じて、生きづらさを抱える方の自己肯定感を高め、心身のエネルギー回復を促進します。

（3）早期発見・早期介入の機会を創出するセーフティネット

誰もが気軽に利用できるオンラインの居場所を提供することで、利用者の課題が重症化・複雑困難化する前に接点を持ち、必要に応じて適切な支援へと円滑につながるための、早期発見・早期介入を可能とする新たなセーフティネットとして機能させます。

（注1）本業務は、本市が実施する「生きづらさを抱える方のため居場所」事業の一環として、オンラインの居場所の整備を行うものです。

当該事業は、医学的な診断や障害の有無にかかわらず、社会的要因や複合的な課題により、日常生活や社会生活に困難を感じている「生きづらさを抱える方」が気軽に利用できる居場所を整備することで、心身の回復の機会を提供するとともに適切な専門支援につなげ、早期からの支援を充実・強化することを目的として実施します。具体的には、対面が苦手な方でも気軽にアクセスできる「オンラインの居場所」及び対面によるコミュニケーションを希望する方を対象とする「対面型の居場所」の2種類の居場所を設置し、専門職スタッフが、オンラインによる支援から対面による支援や社会参加へ利用者をつなげるなどの支援を行います。

（注2）本業務により構築する3Dメタバース空間内で、利用者の相談支援等に従事する専門職スタッフは、本業務とは別途、確保する予定です。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 保地安委第1号

生きづらさを抱える方のためのオンラインの居場所プラットフォーム提供等業務

(2) 業務内容

別紙「生きづらさを抱える方のためのオンラインの居場所プラットフォーム提供等業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

(4) 契約上限金額 4,000千円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

(5) 支払方法

指定口座への振込（請求書を受領してから30日以内）

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行（徴収）日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。また、国又は地方公共団体（静岡市を除く。）との契約に関して入札参加資格の停止等の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 直近の1年間において、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
質問受付	令和8年4月3日（金） 午後5時まで	質問票【様式5】に記載の上、電子メールで提出して

		ください。電話・FAX等での 質疑応答は行いません。
質問に対する回答	令和8年4月10日（金） 午後5時まで	質問者に対し、電子メール で送付するとともに、ホーム ページで公開します。
企画提案書提出（プロポー ザル参加申請書等提出書類 一式を含む。）	令和8年4月23日（木） 午後5時まで（必着）	郵送又は持参してください。 提出場所：静岡市保健福祉 長寿局地域支え合い推進部 安心感がある温かい社会推 進課（静岡市役所 静岡庁 舎 新館14階）
プレゼンテーション（選考）	令和8年4月27日（月）	城東保健福祉エリア 保健 所棟1階 第1会議室
最終審査結果の通知	令和8年4月30日（木）以 降	プレゼンテーション（選考） の参加者全てに通知しま す。
契約候補者とならない者が 説明を求めたときの説明要 求期限	令和8年5月8日（金） 午後5時まで	郵送又は持参してください。 提出場所：静岡市保健福祉 長寿局地域支え合い推進部 安心感がある温かい社会推 進課（静岡市役所 静岡庁 舎 新館14階）
説明要求に対する回答	令和8年5月12日（火） 午後5時まで	

5 提出書類等

- (1) プロポーザル参加申請書【様式1】（1部）
- (2) 会社概要書【様式2】（8部）
- (3) 3Dメタバース空間構築実績報告書【様式3】（8部）
- (4) 商業登記簿謄本（申請日前3ヶ月以内に証明されたもの）（1部）※コピー可
- (5) 貸借対照表、損益計算書（直近3年度分）（8部）※コピー可
- (6) 納税証明書（申請日前3ヶ月以内に証明されたもの）（各1部）
 - ・国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
 - ・市税：法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書（納税義務のない場合は、

その旨を記載した申立書を提出すること。)

- (7) 企画提案書（紙媒体8部（正本1部及び副本7部）及び電子媒体（CD-R）1部）
- (8) 見積書（1部）
- (9) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書を提出したことが分かる画像等

※既に令和8年度中に提出している場合は申告してください。

※令和8年1月より、本書類の提出方法が電子申請となりました。本プロポーザルに対する提案時に初めて提出する場合は、提出書類の持参時に申請後画面または送付完了メール等客観的に申請が分かる画面を提示してください。郵送提出の場合は、当該画面を印刷して同封してください。

6 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

(1) 書式

- ① 用紙サイズはA4版を基本とし、縦横どちらでも構いません。
- ② 企画提案書は紙媒体8部（正本1部及び副本7部）及び電子媒体（CD-R）1部を提出してください。
- ③ 電子媒体に納めるファイル形式は、MicrosoftWord、MicrosoftPowerPoint、MicrosoftExcel、PDF形式としてください。
- ④ 提案書のページ数制限はありませんが、20分で説明できる内容としてください。
- ⑤ 企画提案書の内容から、企業・団体名が判明・特定できないよう、必要な処置を講じてください。
- ⑥ 散逸しないような形で綴ってください。

(2) 記載項目

生きづらさを抱える方のためのオンラインの居場所プラットフォーム提供等業務審査基準（別紙1）に沿って提案書に記載してください。

7 プレゼンテーション（選考）

(1) 実施方法等

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。
 - ア 準備及び説明：20分
 - イ 質疑応答：20分
- ② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する方が行ってください。
- ③ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とします。
- ④ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参してください。
- ⑤ モニター及びケーブル（HDMI）は事務局が用意します。

- ⑥ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については原則非公開とします。
- ⑦ 提出された企画提案書を基にプレゼンテーションを行ってください。
- (2) 評価者
本市が設置する生きづらさを抱える方のためのオンラインの居場所プラットフォーム提供等業務におけるプロポーザル審査会における審査員が評価者となります。
- (3) 企画提案の評価
企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、生きづらさを抱える方のためのオンラインの居場所プラットフォーム提供等業務審査基準（別紙1）に基づき項目ごとに数値化して採点し、最高得点を得たものを本委託業務の候補者とします。生きづらさを抱える方のためのオンラインの居場所プラットフォーム提供等業務審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。
- (4) 要求水準を満たさない場合
審査員の1名でも55点を下回る評価をした場合は、候補者の特定をしません。

8 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合
- (2) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合

9 契約手続き等

選定結果の通知後、仕様書等に提案内容を反映させた上で、候補者と契約内容について調整し、見積執行を行い、随意契約の締結手続きを行います。

10 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しません。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、貴社の負担とします。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできません。
- (5) 提出書類について、本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、

法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。

11 事務局（提出先・問合せ先）

〒420 - 8602

静岡県静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所 静岡庁舎 新館14階）

静岡市保健福祉長寿局地域支え合い推進部安心感がある温かい社会推進課

電話：054-221-1582

メール：anshinkan@city.shizuoka.lg.jp